

令和3年度第3回環境審議会 議事録

招集の期日	令和3年12月1日（水）	
開催の場所	さいたま共済会館601（第1ホール） （さいたま市内）	
開閉の日時	開会	12月1日 午後1時58分
	閉会	12月1日 午後4時8分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1 開 会		
2 あいさつ		
3 議 事		
（1）諮問事項：次期埼玉県環境基本計画について		
（2）諮問事項：第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について		
（3）諮問事項：第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画について		
（4）諮問事項：第3次埼玉県広域緑地計画について		
4 閉 会		

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 16人

浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
磐田 朋子	芝浦工業大学 准教授
鈴木 裕一	立正大学 名誉教授
三浦 和彦	東京理科大学 嘱託教授
横田 樹広	東京都市大学 准教授
藤川 久之	埼玉県弁護士会 弁護士
小島 直子	(公財) 埼玉県生態系保護協会 普及広報部上席主任
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会 専務理事
佐藤 久仁恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
吉川 尚彦	埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事
吉良 英敏	埼玉県議会議員
新井 豪	埼玉県議会議員
権守 幸男	埼玉県議会議員
木津 雅晟	三郷市長
田口 義明	一般公募
町田 由徳	一般公募

欠席委員 4人

四ノ宮 美保	埼玉県立大学 准教授
袖野 玲子	芝浦工業大学 教授
鮎澤 道代	埼玉県女性薬剤師会 副会長
梶田 吉久	(一社) 埼玉県猟友会 副会長理事

第3回 埼玉県環境審議会

令和3年12月1日(水)

午後 1時58分開会

○司会(赤松) 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第3回環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、こちらの会場とリモートによる開催で進めさせていただきます。まず、リモート出席の方々に対し、会場の設営について説明させていただきます。席次表を御覧ください。会場にいらっしゃる三浦会長におかれましては、ウェブカメラ付PCを配付しております。会場という名称になっている映像は、席次表中の「カメラ」と書かれているところからの映像で、県側が映っております。ハウリング防止のため、三浦会長のPCは音声をオフにし、会場のマイクで拾うことにしております。リモート出席の皆様がスピーカービューにしている場合、三浦会長が映りません。つきましては、リモートで参加されている皆様におかれましては、ギャラリービューで御覧いただくことを推奨いたします。

では、最初に資料を確認させていただきます。議事資料につきましては、事前にメールでお送りさせていただきました。議事資料は、次第に記載しております資料1-1、次期埼玉県環境基本計画(案)から、資料3-2、第3次埼玉県広域緑地計画(案)の以上11点でございます。第2回環境審議会の訂正資料として、資料4、令和2年度における環境基本計画の進捗状況、1点でございます。また、これらの資料とは別に、次第、席次表、環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則もお送りしております。お手元にこれらの資料を見ることができない方がいらっしゃいましたら、挙手でお知らせください。よろしいでしょうか。

リモートの方におかれましては、会議中、音声聞こえなくなるなどお困りのことがありましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと存じます。

それでは、ここで環境部長の小池から御挨拶を申し上げます。

○小池環境部長 皆様、こんにちは。改めまして、環境部長の小池でございます。

本日、今年度第3回の環境審議会ということで開催させていただきましたところ、皆様には大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様方には、この審議会での御指導はもとより、様々な立場でそれぞれの御専門の立場から、本県の環境行政、また本県全般の県政に多大なる御支援、御協力、御指導いただいておりますことに、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

本日の審議会でございますが、議題、諮問事項が4件となっております。1件目につきましては、次期環境基本計画ということで、これまでこの審議会ですべて御審議いただいているところでございますが、それを基に10月12日から11月9日までにかけて県民コメントということで、県民の皆様からいろいろな御意見を賜ったところでございます。今回、大変多くの御意見をいただきまして、

県民の皆様の環境に対する関心の高まりというものも実感させていただいたところでございます。一つ一つ検討させていただきまして可能な限り反映させ、再度取りまとめを行ったところでございますので、委員の皆様方から本日答申をいただければと考えておるところでございます。

また、議題の2つめ以降になりますが、こちらは本県の緑、緑地の関係ですとか、それから生物多様性の保全といったところに関する計画でございます。いずれも県の環境基本計画の下位計画となりますが、重要な計画となっております。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきますが、委員の皆様方にはどうぞ忌憚のない御意見をいただきまして、御指導いただければと思います。

簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） それでは、ここで発言の方法について説明いたします。

会場出席、リモート出席の方ともに、発言の際はまず挙手をしていただくようお願いいたします。会長に指名されましたら、会場出席の方は、マイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押し解除してください。

リモート出席の方は、発言されるときのみ音声をオンにし、発言しないときは音声を常時オフにしておいてください。接続の安定性を確保するため、御協力をよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、委員20名のうち現在14名が御出席となっております。会場の方が6名、リモートの方が8名です。なお、磐田委員が15時過ぎからリモートで御出席の予定となっております。委員の出席が過半数を超えておりますので、環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を三浦会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○三浦会長 御紹介ありがとうございます。三浦でございます。

本日も忌憚ない御意見、それから活発な御議論をよろしくお願ひします。それから、諮問事項もたくさんございますので、進行に御協力いただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、着座にて議事を進行させていただきます。

会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三浦会長 ありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めます。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会（赤松） 本日の傍聴者はありません。0人でございます。

○三浦会長 それでは、先に進めさせていただきます。

続きまして、議事録署名委員の指名です。埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

藤川委員、それから小池委員、お二方、本日はリモートで御参加でしょうか。お願ひできますでし

ようか。

○藤川委員 藤川です。承知いたしました。

○三浦会長 よろしく願います。

○小池委員 小池です。承知しました。

○三浦会長 小池委員、よろしく願います。どうもありがとうございます。

それでは、議事の前に県側から報告があるということですので、よろしく願います。

環境政策課長、よろしく願います。

○大山環境政策課長 前回の審議会で報告させていただきました令和2年度における環境基本計画の進捗状況につきまして訂正がございます。

恐れ入ります。資料の4を御覧ください。こちらの資料の4に記載がありますとおり、15の環境分野の災害への備えの推進につきまして、施策指標、大規模災害対策を組み込んだ特定化学物質適正管理手順書の提出率につきまして、前回の審議会で「97.7%」と報告させていただいたところですが、正しくは「97.9%」でございました。おわびして訂正させていただきます。

○三浦会長 ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(発言の声なし)

○三浦会長 それでは、次第に従い議事に入りたいと思います。

まず最初に、諮問事項1、次期埼玉県環境基本計画についてです。本件につきましては、これまでの審議会、またその後の県民コメントなどを踏まえましての答申案を示しております。

それでは、県からの説明をお願いいたします。

環境政策課長、お願いします。

○大山環境政策課長 それでは、県民コメントでの意見等を踏まえまして次期環境基本計画の答申案につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の1-2、埼玉県環境基本計画(案)に対する県民コメント等の実施結果を御覧ください。前回の審議会後、10月12日から11月9日まで県民コメントを実施いたしました。

2の寄せられた意見の件数等のとおり、県民コメントでは37の個人、法人等から合わせて202件の御意見を、また市町村からは30件の意見を、合わせて232件の御意見をいただきました。

3の意見の反映状況を御覧ください。232件の御意見のうち、意見を計画に反映し案を修正したものが、県民コメントで15件、市町村意見で18件、それから今後施策を実施する段階で参考としていくもの等が、県民コメントでは187件、市町村意見では12件でございます。本日は、意見を計画に反映し案を修正したもののうち、表現や字句の修正以外の修正につきまして、順次説明させていただきます。

2ページを御覧ください。4の(1)ア、計画案や施策に対する意見でございます。1番目の御意見、絵、写真、図を入れて県民に分かりやすくした方がよいについては、本計画を冊子にする段階で分かりやすい表現になるよう工夫いたします。

続きまして、2番目の御意見ですが、第2章の構成等に関してでございます。2の国内外の社会経

済情勢の変化と3の国内外の環境分野の変化の記載が内容的にちぐはぐなものになっているので、2と3を組み立て直して新たな構成とすべき、また3(1)気候変動については、災害の深刻化や熱中症の増大、法制化等の国内の動きなどについて記述するのも一案であるとの御意見です。

この意見を受けての修正でございますが、今度は資料1-1、次期埼玉県環境基本計画(案)を御覧ください。なお、今後の説明につきましては、この資料1-1を基に修正箇所について順次説明をさせていただきます。

まず初めに、目次を御覧ください。御意見を踏まえ、第2章の2、「国内外の社会経済情勢の変化」を「国際情勢・社会情勢の変化」に、また3の「国内外の環境分野の状況の変化」を国内の環境分野に限定し、「国内の環境分野の状況の変化」にしました。

また、2国際情勢・社会情勢の変化には、(1)SDGsに向けた取組に続けて、新たに(2)として「気候変動を巡るパリ協定などの動き」を加え、気候変動に関する国際的な動きをここに記載し、それ以降の項目の番号を一つずつずらしました。具体的な記載につきましては、4ページを御覧ください。4ページの中ほどですが、「(2)気候変動を巡るパリ協定などの動き」として、先のCOP26の動きを含め記載いたしました。

続きまして、5ページを御覧ください。法制化等の動きにつきましては、3(1)気候変動に第6次エネルギー基本計画の閣議決定など最新の状況を反映いたしました。また、この(1)気候変動については、気候変動問題についての危機感が欠如しているとの御意見もございましたので、「我が国では、令和2年11月に衆参両院で気候非常事態宣言が決議され」と追記いたしました。

続きまして、6ページをお願いします。6ページ、上段の7行目でございます。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、サーキュラーエコノミーへの移行を加速させるといった表現を盛り込むべきとの御意見を踏まえまして、6ページ上段に「令和3年6月には」に続けて、「循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向け」と追記いたしました。

続きまして、7ページをお願いします。(5)水環境について、定期検査の受検率が40%と低いでは、「定期検査」という言葉が「法定検査」と紛らわしく、「定期点検」の方が分かりやすいとの御意見を踏まえ、「定期検査」を「法定検査」に改めました。

続きまして、9ページをお願いいたします。第4章施策展開の基本的な考え方の3地域社会の持続可能性の向上についてでございます。最後の段落について、これまでの案では「スーパー・シティプロジェクト」の後に「等」はありませんでしたが、これでは埼玉版スーパー・シティプロジェクトのみが、未来を見据えた持続可能なまちづくりであるとの表現になっているとの御意見がありましたので、「等」を追記いたしました。

続きまして、10ページをお願いします。5の先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革でございます。先進技術をどう環境の保全等に生かすのかが分からないとの御意見を踏まえ、「環境分野においても、IoT技術を活用したエネルギーマネジメントなど先進的なデジタル技術を活用していく」と、具体例を追記いたしました。

また、最後の一文について、従前の「企業や人々の意識、行動の変化を的確に捉え、社会経済活動がより環境の保全を意識した行動に向けられるよう働きかけていく」ではわかりにくいとの御意見を

踏まえ、「社会経済活動がより環境の保全を意識したものとなるよう、企業や人々に働き掛けていく」と修正いたしました。

続きまして、12ページをお願いいたします。施策の方向1、気候変動対策の推進の(2)長期的な目標に向けた方向性でございます。これまでの案では、下から2番目の段落の最後に「再生可能エネルギーの利用によるCO₂オフセットが進んでいます。」と記載しておりましたが、このままでは分かりにくい。もう少し丁寧な説明が必要ではないかとの御意見をいただきました。丁寧に説明しよういたしますと、長期的な目標に向けた方向性の記載としては具体的になり過ぎてしまうと考え、「再生可能エネルギーの利用による脱炭素化に積極的に取り組んでいます。」と修正いたしました。

続きまして、13ページをお願いいたします。再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理の取組でございます。従前の「地域における適正な設置・管理に向けて」の記載について、「適正な」の前に設置・管理の主体を明記すべきとの趣旨の御意見をいただきましたので、「事業者による適正な設置・管理の確保に向けて」と修正いたしました。

続きまして、16ページをお願いいたします。CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出の取組でございます。この取組に対し、全てヒートアイランド対策として記載し、推進すべきとの御意見をいただきました。そこで、取組の説明の最後を「ヒートアイランド現象の緩和に取り組めます。」と修正するとともに、この取組を17ページ、ヒートアイランド対策や暑さ対策の関連取組として位置付けることといたしました。

続きまして、再び16ページ中ほどを御覧ください。上下水道事業についての意見として、上水道においては節水対策をまず掲げていただきたい。また、使用量が減少すれば、下水処理量も少なくなる。さらに、雨水など本来は下水として処理すべきでない水も、現在は処理場に流入しているシステムもあり、処理費用の削減とエネルギーの削減を進めるよう本計画に明記すべきではないかとの御意見をいただきました。

この御意見を踏まえ、節水対策については16ページの取組、県有施設における脱炭素化の推進に「節水器具の導入等」を追記する修正を行いました。また、上下水道事業における環境配慮の推進の取組について、従前の文章を2つに分け、特に後半を「流域下水道においては、高温焼却の実施や、省エネ機器の導入、不明水対策の推進など、環境に配慮した整備を進めます。」とし、「不明水対策」を追記いたしました。

続きまして、18ページをお願いいたします。施策の方向2、資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進についてでございます。(1)現状と課題の中ほどでございますが、「3R+Renewable(持続可能な資源)」について、「リニューアブル」と読み方を追加する。より分かりやすく伝えるようにとの趣旨の御意見をいただきました。これにつきましては、用語解説の方に「3R+Renewable」に係る説明を追加したところでございます。

さらに、21ページになりますけれども、21ページの上段の方ですが、廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成の取組の2段落目、3S運動について、括弧書きや用語解説で「(スマイル・セイケツ・スタイル)」という説明を入れた方がよいとの御意見を踏まえ、ここに括弧書きを追加しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。施策の方向3、みどりの保全と創出でございます。24ページの中ほど、豊かな緑を保全・創出する公園整備の取組を御覧ください。従前の「豊かで美しい緑を保全・創出します。」について、生物多様性に配慮し、その土地の在来種を優先させて植樹すべきことを明示すべきとの御意見をいただきました。そこで、「都市公園における在来植生に配慮した植栽等の整備により、豊かで美しい緑を保全・創出します。」と修正いたしました。

続きまして、25ページをお願いいたします。下段の森林の病虫獣害防止対策の実施の取組でございます。従前、「松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害」と記載しておりましたが、ナラ枯れは虫ではない。また、これらの虫は在来種で、単に木が枯れるメカニズムの一原因として挙げられているだけにすぎないとの御意見をいただきました。この御意見を踏まえまして、「マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシなどの森林病虫害」と修正いたしました。

続きまして、31ページをお願いします。施策の方向5、恵み豊かな川との共生と水環境の保全でございます。（1）、現状と課題で河川面積の割合を記載しているが、この河川面積とは河川のどこまで含むのか不明なため、数値の定義を明確にする必要があるとの御意見をいただきましたので、用語解説に河川面積を追記しております。

続きまして、飛びますが、39ページをお願いします。39ページ、下段の企業等のSDGsの取組支援でございますが、この中で埼玉県SDGsパートナー登録制度のみを掲げているが、埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度も記載すべきであるとの御意見がございましたので、ここに事業者の取組をPRする「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」を追記いたしました。

以上が県民コメント及び市町村意見を踏まえた前回審議会からの修正点でございます。

最後に、県民コメントでの意見とは別になりますが、その後の状況を踏まえた修正につきまして説明いたします。38ページをお願いいたします。38ページの施策指標の一番上、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度でございます。こちらは第2回の審議会後に世界保健機関（WHO）のガイドライン値が、 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $5\mu\text{g}/\text{m}^3$ に変わりました。そのため目標の根拠の記載について、「（ $5\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を見据え、国内の環境基準（ $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）より厳しく、近隣都県が掲げる最も厳しい目標値である $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ の達成を目指し」と修正いたしました。

また、35ページになりますが、35ページの（2）、長期的な目標に向けた方向性の記載を「PM2.5の年平均濃度が十分低くなり、より良好な大気環境が継続しています。」と修正するとともに、36ページの中ほど、微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進の説明の後半についても表現を修正しております。

以上で県民コメント等、並びにその後の状況を踏まえた前回審議会からの修正点についての説明を終わります。よろしく御審査の程お願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問をお願いします。順次、挙手いただければと思います。

なお、県におかれましては、委員各位からの御質問などについて、課長だけではなく、適宜担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

どなたかいらっしゃいませんか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 今、御説明いただいた内容についてですが、一つ気になったのは、用語集、用語解説、その中の例えばヒートアイランドに対する説明では本来のヒートアイランドの定義、あるいは成因についての記述が大分落ちているような気がします。他にもそういう所があるような気がします。用語集に関しては、後の方の資料にも別に用語集というものがついていますので、今回の資料の中には2か所、用語集が付いている形になっています。一つに統一しなくても、全体を簡略に説明するとともに、特に「基本計画に関連する内容を忘れずに」解説していただいた方がよいかと思います。

ヒートアイランドの例では、原案では本当にざっくりと、簡単にしか書いていないのですが、もうちょっと詳しく書いていただいた方がよろしいのではないかという気がします。というのは、ヒートアイランドに対しては水の問題が絡んでくるし、植生の問題も絡んでくる、ヒートアイランドを単に熱だけの条件で記述するというのは、ちょっとまずいのではないかという気がします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか、御回答は。

では、よろしく申し上げます。

○大山環境政策課長 ただいまの鈴木委員の御指摘を受けまして、ヒートアイランドの用語解説につきましては、より詳しいものができるか検討させていただいて、修正が可能ならば修正させていただきたいと思います。また、その他ヒートアイランド以外でも御指摘があれば、検討していきたいと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

私も用語集に今回初めて目を通させていただいて、ちょっと気になるところが委員の皆様もあるのではないかと思います。それは御意見いただいて、まだ修正する時間があるということによろしいですか。

○大山環境政策課長 はい、大丈夫です。

○三浦会長 では、個別になると思いますので、どうしましょうか。何か期限とかございますか。あまり延ばしても大変でしょうから。

○大山環境政策課長 今週中で大丈夫です。

○三浦会長 今週中、結構大変ですが、多分一通り目を通された方、御意見お持ちだと思いますので、今週中にまずは……

○大山環境政策課長 よろしいですか。別途通知させていただきます。いつまでということ。

○三浦会長 では、締切り等も含めて連絡をいただくということで、よろしく申し上げます。

では、用語集以外のところで何かございますでしょうか。

では、小島委員、申し上げます。

○小島委員 よろしく申し上げます。

資料の1-2に関してなのですが、今御説明していただいたものの後にある(2)の今後施

策の参考としていくもの等というのは、今回の基本計画では反映されないということによろしいのでしょうか。

○三浦会長 はい、お願いします。

○大山環境政策課長 小島委員のお話のとおり、(2) 今後の施策の参考としていくものにつきましては、この答申案に反映するものではなくて、施策の今後の参考ということで、反映はするものではございません。

○小島委員 では、それを踏まえての意見としてなのですけれども、私もこのパブコメ、皆さんのを拝見して、改めてそのとおりだなとか、大切だなと思ったものがありまして、例えば12ページの11番のものですとか、番号だけ言っていきますが、21ページの57番目のみどりの定義をちゃんとすることですとか、23ページの68番について、それから24ページの69番についてなど、盛り込まれたらいいのではないかと思ったので、今回は入らないのかなと思って聞いたのですけれども、これは次期の環境基本計画のときにまた検討されるということなのか。

あと、またこれまでパブコメで結構意見に対してA、B、C、Dで、反映どれぐらいできるかという形で書かれていたことがあったと思うのですけれども、できないならできない理由とかがあった方が分かりやすいし、どのように反映されていくのかなというのが気になりました。

○三浦会長 はい、お願いします。

○大山環境政策課長 まず、御意見に対する反映状況の公表についてでございますが、これについては先ほど説明しなかったのですが、この環境基本計画は県議会で議決された後に、パブリックコメントの対応状況についてA、B、C、Dみたいな形で、ホームページで公表することを予定しております。ですから、意見を反映し案を修正するもの以外については、その理由も含めて区分してホームページで公表するということとなります。

また、今回の次期環境基本計画で反映できなかったものについて、その次の基本計画でというものにつきましては、その時点でのまた判断になると思いますので、その点は御了承いただきたいと思っております。

○小島委員 分かりました。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかのことで御質問とか御意見。

吉川委員、お願いします。

○吉川委員 生協連の吉川です。

私も今の小島委員と同じように県民コメントを読みながら線も引いたりチェックしたり、とてもこれ自体読むことが、県民の関心の高まりも分かりますし、私自身も実は勉強になりながら読んでおまして、今の回答で私も特に修正意見を求めるものではないのですけれども、例えば13ページの14番に長野県の例が載ってまして、太陽光発電のポテンシャルマップを作成し、可視化するというようなコメントがあって、どういうものかというのは私自身、自分で調べますけれども、例えば生活協同組合で言うと、事業者として5年後どんな到達点なのかとか、30年の削減目標を見通せているかというのはとても重要なわけですが、併せて消費者団体としては国の削減目標が大きく伸びましたので、

この間、私も消費者団体のメンバーとは、電力を含めてエシカル消費で行動変容していかないと、目標なんていかないよという話をしているわけです。

この答申の中では、12ページのところに快晴日数日本一、戸建て住宅数が全国2位という高いポテンシャルを生かすみたいなことだと思っておりますけれども、県民はなかなかそこまで認識しているわけではないし、ではこの目標達成させる上で、どれぐらいの戸建てが例えば太陽光を載せるあるいは蓄電池を導入する、あるいは載せられないところは自然エネルギーをどれだけの人が、どれだけの世帯が導入するのか、利用するのかと。やっぱり、最終的に目標ってブレークダウンされるのだと思います。ブレークダウンして分かりやすい目標で、それを団体や個人が追っかけていくというか、行動変容していくということ抜きには達成されないの、そういう意味で言うと次期基本計画というよりは、この目標に合わせて、せっかくだいたコメントをどういうふうに具体化したり周知をしたり、みんなの共通認識にしていくのかということについて、ぜひ今後のところ、御一緒に頑張っていきたいというふうに、そういう意見であります。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

部長さん、お願いします。

○小池環境部長 御意見ありがとうございました。

まさにそのとおりで、例えばポテンシャルマップ等についても、これは事業ですので、計画にのせるという性質ではないということで、今回計画には反映させていません。事業の実施に当たっては配慮すべき事項というふうになっていますので、今後の実施に当たってどういうふうなやり方をするかはともかくとして、こういった意見、たくさんいただいた意見を踏まえながら事業を進めていく項目として整理させていただいたものですので、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。まだお時間ございますけれども、

では、よろしいようであれば、諮問事項の1、次期埼玉県環境基本計画については、原案どおり答申するということでさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、諮問事項であります第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について及び第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画についてです。この2つの諮問事項については、内容に関連がありますので、まとめて御審議いただきます。

それでは、まず事務局から御説明お願いいたします。

みどり自然課長、お願いします。

○河原塚みどり自然課長 それでは、諮問事項、第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画をまとめて御説明いたします。

お手元に配付してございます資料2-1を御覧いただきたいと思います。こちらは第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画(案)・第3次第二種特定鳥獣管理計画(案)の概要でございます。まず、この概要に沿って説明させていただきたいと思います。

まず、基本事項でございます。この計画の位置付けでございますが、鳥獣保護管理法第4条第1項に基づき策定します鳥獣保護管理事業計画と、同法第7条の2第1項に基づく第二種特定鳥獣管理計画となります。計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間となります。

右に体系図がございます。そちらを御覧ください。まず、国が5年に1度、同法第3条に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めます。今回は、令和3年10月に国から告示されております。各都道府県は、この国の指針に基づきまして、鳥獣保護管理事業全般の鳥獣保護管理事業計画を策定することになります。さらに、各都道府県は、生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合におきまして、当該鳥獣の生息の状況、その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため、特に必要があると認めるときは、当該鳥獣に限定した第二種特定鳥獣管理計画を任意に策定いたします。本県の場合、後ほど説明いたしますが、ニホンジカ及びイノシシについて特定鳥獣管理計画を策定しています。

なお、この場合第二種ですが、第一種特定鳥獣保護計画とは、逆に生息数が著しく減少し、またはその生息地の範囲が縮小している鳥獣について定めるもので、本県では第一種については策定しておりません。

続いて、鳥獣保護管理事業計画を策定する上での現状について、主な課題を説明いたします。下を御覧ください。まず、ニホンジカの急増でございます。棒グラフで示されているとおり、ニホンジカの生息数はこの10年で1.8倍と急増しております。また、県西部の山間部から東に移動し、丘陵地へとその生息地が徐々に拡大してきております。温暖化による山間部での積雪の減少や生息環境の変化など、様々な要因が考えられると思います。この急増によりまして、農林業の被害のほか、草本類や低木類などの林床の下層植生が衰退、消失した区域が急速に拡大しております。埼玉県のメッシュ図にございますとおり、この5年間で下層植生の植被率50パーセント未満の地域が4割ほど増加しています。そのため、土砂の流出や崩壊のほか、生物の減少など森林生態系へ大きな影響を与えているところでございます。

また、ここには書いてございませんが、イノシシについても同様に生息区域が東へと移動し、その生息数も増加し、農業被害が大変大きくなっているところでございます。

次に、これら増え過ぎた鳥獣の捕獲を担う狩猟者の減少と高齢化という問題です。鳥獣の捕獲には、主に狩猟によるものと、市町村の依頼による有害捕獲がありますが、両者とも狩猟者に大きな役割を果たしていただいております。しかし、過去30年で狩猟免許件数が半分以下に減少するとともに、60歳以上の割合が約4倍に増加しております。鳥獣捕獲の担い手となる若い狩猟者の増加が必要となっているところでございます。

このような現状等を踏まえ、今後の鳥獣保護管理事業計画の概要を御説明いたします。資料2-1ページには、主な項目だけ記載しておりますので、まず恐縮ですが、資料2-2の第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の改正概要等を御覧ください。項目を記載してあるところでございます。この計画は、総数58ページにわたる計画ですが、右側に根拠の欄がございます。まず、「法定」と記載してあるのは、鳥獣保護管理法第4条第2項で、必ず法律で定めなくてはならないとされている事項でございます。そして、「指針」と記載してあるのは、先ほど御説明した国が定める鳥獣保護管理事業の基

本指針で定められた事項でございます。そして、「県」と記載してあるのは、本県が独自で定めた項目です。御覧のとおり、基本的には法律及び基本指針に定められた項目に従って構成されております。

まず、上から第1、計画策定の目的、第2、計画の期間、第3、法令及び計画等との関係、第4、関係主体の役割の明確化と連携、第5、科学的な知見に基づく施策の推進、第6、現状及び課題。

続いて、2ページに参りまして、第7、狩猟者の免許、更新、人材の育成、ここまでがこの計画の位置付けや各主体の役割、鳥獣管理の現状と課題など全般的な内容という構成になっております。続いて、第8、鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項からは、本県の個別具体的な内容となっております。第9、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項。

3ページに参りまして、第10、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項。

続いて、5ページに参りまして、第11、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項、第12、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項。

続いて、6ページに参りまして、第13、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項。

7ページに参りまして、第14、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項。

そして、8ページに参りまして、最後に第15、その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項と、全15項目となっている計画となっております。御覧のように非常に内容が多岐にわたることもございますので、全ての項目を御説明するのは、時間の都合もございますので、先ほどの資料2-1の主な項目で概要を説明させていただきたいと存じます。

まず、主な項目で一番上、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等に関する事項です。鳥獣保護区とは、鳥獣保護を目的に狩猟を禁止する区域で、県土の8%を指定しています。資料2-3の計画案では、12ページに記載がございます。12ページに記載があるとおり、鳥獣保護区の期間は10年となっておりますが、本計画中に37か所、1万4,212.6ヘクタールの鳥獣保護区の期間が満了します。そのため、これら期間が満了する鳥獣保護区を順次更新の手續を実施いたします。

次に、特定猟具使用禁止区域です。本計画では、32ページでございます。特定猟具とは、本県の場合銃の使用ができない区域で、県土の55%を指定しています。計画期間中に64か所、15万1,405.8ヘクタールの期間が満了するため、順次更新を行い、更新時には長期の指定を図るものとして、期限をなくす無期限という形に変更させていただきます。

続いて、特定鳥獣の管理に関する事項です。本計画案では、35ページから36ページでございます。ここで、特定鳥獣に関するあらましと管理の方向性を示しております。詳細については、別の諮問事項でございます第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画として定めております。イノシシ編が資料2-4、第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）の概要、計画案が資料2-5となります。また、ニホンジカ編が資料2-6、第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）の概要、本計画案が資料2-6となります。

なお、この第二種特定鳥獣管理計画（案）の策定には、鳥獣の学識経験者や森林組合、農協、自然保護団体などの関係団体や国及び県の関係機関、さらに関係市町村から成る特定鳥獣管理検討委員会で検討、審議されたものでございます。

それでは、資料2-1に基づきまして、本計画案に記載している特定鳥獣の管理に関するあらまし

と方向性を御説明いたします。まず、ニホンジカ、イノシシとも生息数、生息域が拡大しているため、現第二種特定鳥獣管理計画の対象市町村を拡大いたします。ニホンジカについては、滑川町、嵐山町、鳩山町の3町を加え、全20市町村が対象とさせていただきますと考えています。また、イノシシについては、滑川町、鳩山町、坂戸市の3市町を加え、21市町村が対象となります。

次に、管理目標の強化です。令和元年度のニホンジカの生息数が約1万3,000頭、イノシシが約2,800頭と推計されております。国において、平成23年度時点の生息数を半減させることを目標にしているため、ニホンジカについては現計画の捕獲目標である3,000頭を4,000頭に引き上げます。また、イノシシについては、現計画では捕獲目標を定めておりませんでした。このたび生息数が推計できたこともあり、新たに捕獲目標を500から1,500頭に設定します。イノシシにつきましては、出産数の変動が大きいことや、令和元年度の豚熱の影響、捕獲強化の影響など状況が不明なところがあるため、捕獲目標を広く取り、計画期間中も生息調査等のモニタリングの結果を精査し、必要に応じてこの範囲で捕獲目標とみなすことと考えております。

次に、狩猟者の免許更新、人材育成に関する事項でございます。本計画案では、44ページでございます。若い世代が狩猟免許を取得しやすいようにするため、狩猟免許試験の休日や夏季休暇時、複数日の開催などにより、若い世代の受験機会の増加を確保いたします。また、狩猟免許を取得した後、ペーパーハンターにならず、実際に狩猟に出られるよう、野外での狩猟や捕獲鳥獣の解体などの初心者向け研修や共同捕獲研修を実施します。

次に、鳥獣の捕獲及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項です。本計画案では、18ページでございます。ニホンジカやイノシシ等を捕獲するためのくくりわなにツキノワグマやカモシカなどかかってしまう錯誤捕獲という事例が多く発生しております。これらを防止するため、くくりわなやとらばさみ等の基準の厳格化を定めました。

最後に、その他の事項として、住宅地等に鳥獣が出没したときの対応方針です。本計画案では、50ページでございます。近年、イノシシやニホンザルが住宅地等に出没することが増えております。基本的には追い払いが原則とはなりますが、市町村や警察等関係機関と連携した対応について定めたところです。

以上で、非常に簡単ではございますが、諮問事項2、第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び諮問事項3、第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画の説明を終わります。

なお、第13次埼玉県鳥獣保護管理計画につきましては、12月13日から令和4年1月12日まで県民コメントを実施する予定です。本日の審議及び県民コメント等を踏まえ、最終的な案を作成していきたいと考えています。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、各委員から御意見、御質問をお受けしたいと思っております。順次、挙手をお願いいたします。

では、小島委員、お願いします。

○小島委員 鹿の食害で下層植生が衰退するという話がありましたけれども、この資料2―3の5ページに、上の方にもそういったことが書いてあるのですけれども、結構山で林床植生が衰退して、や

ぶとかを利用する鳥類などが減っているという事実もあるので、そういったことを関連して記載してもいいのではないかと思います。

それと、この衰退、消失に対する再生について、どういうふうにしていくのかということも、この鳥獣保護、広い意味で関わることですので、記載があってもいいかなと思います。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。みどり自然課、お願いします。

○河原塚みどり自然課長 下層植生の衰退によって、そこをすみかとしている鳥、獣が少なくなっているという状況もあり、今回こういった鹿の捕獲等を進めている中で、その状況というのは記載できるところは記載してもいいかなと思っています。ただ、衰退した植生の再生については、鳥獣保護管理の事業計画とは趣旨がちよっと違うので、なかなか記載することが難しいかなと考えます。

○小島委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、よろしくお願いします。すみません。

○新井委員 幾つか質問させてください。

まず、管理目標についてですけれども、偶然ですが、実は昨日たまたま環境省の大臣室に行って、環境大臣と会って有害鳥獣のことで意見交換をしました。国は、平成25年から10年間の間に、何とか鹿、イノシシに関して半減させたいという明確な目標を掲げていると。ただ、令和5年が目途ですが、これに対しては達成がいささか難しいけれども、しっかりと目標は定めているという大臣の意見だったのです。

今回のこの資料、例えばイノシシ、鹿、資料2―7と2―5、それから先ほどの説明であったように捕獲目標に関しては、イノシシに関して500から1,500、それで鹿に関しては4,000という数字なのです。実際に素人質問なのですが、捕獲目標ではなくて、個体数に関して適正な数値、最終的に目指すべき数値というのが、全くこれを最後まで読んでも明確になっていないのですが、目標値がどのようなのかお聞かせください。

それから、捕獲目標に関してなのですが、イノシシ、500から1,500、そして鹿が4,000ということで、例年並みに高い水準になっているのですけれども、昨年までは有害鳥獣1頭当たりの調査の委託という名目でのいわゆる報奨金、これに関しての県の負担が、埼玉県の場合はほぼ全額で7,300円を負担していたと思います。これに比べて、2年前まで千葉県は3,000円だったのです。これだけ見ても埼玉県は倍以上の負担をしていたのですが、千葉県はやはりそれでは追いつかないと。千葉県の公表しているシカの個体数は、平成27年ごろまでは、埼玉県とほぼ一緒なのですが、イノシシについては、被害額から推定すると、千葉県の方がずっと多い。3,000円の負担ではとても追いつかないということで、2年前から4,500円に引き上げております。

ところが、埼玉県は今年度から市町村に何の予告もなく、これを3,300円に引き下げて逆転しているのです。全く姿勢が逆転というか、千葉県は前向きなのに対して、埼玉県はかなり後ろ向きになっている。それでいてこの4,000という目標が達成できるかどうか、かなり目標値の設定に関して僕は

疑問があるのですけれども、それに関しての見解をお聞かせください。

○三浦会長 新井委員、どうもありがとうございます。

では、御回答をお願いします。

○河原塚みどり自然課長 まず、個体数に対しての目標値ということでございます。

個体数自体が、今、推計をしていますけれども、毎年正直なところ変動しています。というのは、目撃効率とか捕獲効率とかいろんな条件を加味して、ベイズ法ということ推計していますが、最終的に個体数自体が多少変動していく中で、なかなか捕獲個体数の目標値というのが定めにくいという中で、国の半減というのを使わせていただいています。

ただ、一応下層植生とか農林業被害の生息密度に対しては、鹿であれば、例えば植生被害が少なくなるというのが3から5頭だとか、そういうのがありますので、そういった生息密度というのはある程度の目標にしてもいいのかなとは思っているところです。特に生息密度の高い地域について、県の方で管理捕獲とか有害捕獲を推奨するとか、そういったことで考えていければというふうに思います。

それから、調査委託の件ですが、委員おっしゃるとおり、埼玉県について今までの有害捕獲の報奨金について、今年度から3,300円という形で減らしているところがございます。ただ、農林サイドで農業被害対策特別措置法に基づいて、そちらの方で7,000円が基本的には受給ができるという中で、県から支給するものと合わせて約1万円ということ考えているわけですが、農林サイドとの連携がうまくいかなかったところもあって、一部の市町村では、今年度の鹿の分について国の交付金を受けるのが難しいというふうな状況になっております。

ただ、来年度については、今、農林サイドとも調整しまして、国の交付金を受けるべく動いておりますので、来年度については最終的には1万円が、有害捕獲について猟友会と市町村に支給できる形にはなるという状況でございます。

○三浦会長 新井委員、どうぞ。

○新井委員 説明ありがとうございます。

1つ、先ほど生息の管理目標に関して生息密度を基準として設けているということなのですが、また千葉県を比較に出して申し訳ないのですけれども、千葉県の管理目標に関しては、中央値でニホンジカに関して1,229、1,000頭から1,500頭が県内での生息数としては望ましいというふうにはっきり明記しているのです。埼玉県でなぜ設定できないのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、これは計画に関しての審議であって、予算の話は議会ではないので、ふさわしくない質問かもしれませんが、今回ちょっと調べさせてもらいましたら、有害鳥獣の対策費に関しては、農林と環境合わせて大体1億7,000万円というふうに見ております。千葉県は10億円以上あるのです。これは予算委員会で言わなければいけないと思っているのですけれども、まず姿勢が違うし、目標設定も、これだけの格差があって、いささか無責任な数字なのではないかと感じるのですが、もう一度お答えいただければと思います。

○三浦会長 では、よろしくをお願いします。

○河原塚みどり自然課長 すみません。ちょっと勉強不足で、千葉県の状況というのを県としても、精査して、それらがどういう形で反映できるかどうかというのは検討はさせていただきたいと思いま

す。

その望ましい生息数についても、千葉県がどういった方法をもってその頭数を定めてきているのか、うちでいろいろと考えたやり方と違う方法で出していると思いますので、千葉県の状況等も参考にしながら対応していきたいと思っています。

○三浦会長 新井委員、よろしいでしょうか。精査して検討するということですが。

○新井委員 管理目標に関して。では、続きは予算委員会です。

○三浦会長 では、よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。

私は本当に全く素人なので分からないのですが、さっきのニホンジカが10年で1.8倍になったというので、1万3,000を毎年4,000頭減らしていったら、数年でいなくなってしまうのかなとか。だから、どの分増えているかというのを押さえておかないと、この数字というのはよく分からないということですよ。そういう意味では、個体数というのは本当に大事なような気がしますので、よろしく御検討をお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 よろしいのですか。

そうしますと、これはまだこれで決定とかいうことではなくて、御説明いただいて委員の皆様から御検討いただくということですね。

では、どうもありがとうございます。今日のこれに関する審議は、これで終了ということですね。

そうしますと、今日は諮問事項多いので、一度休憩をと思っておりますが、ちょっと予定より早いようですけれども、再開の時間、何時にいたしますか。

○司会(赤松) では、10分間休憩ということで、時計でいきますと3時20分スタートということでよろしいでしょうか。

○三浦会長 はい、分かりました。では、3時20分再開ということでよろしくをお願いします。

では、それまで休憩とさせていただきます。どうもありがとうございます。

午後 3時07分休憩

午後 3時18分再開

○三浦会長 それでは、定刻となりましたので、会議を再開いたします。

なお、傍聴者、開会時はどなたもいらっしゃらなかったのですが、途中から傍聴を希望する方が1名来られました。傍聴を認めてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 ありがとうございます。

それでは、傍聴者の中にいらっしゃいますか。

(傍聴者入場)

○三浦会長 最後の諮問事項に入る前に、最初の基本計画については原案どおり答申することでお認めいただいたわけですが、用語集の変更がこれから生ずると思いますが、文言等については私の方に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の最後の諮問事項であります第3次埼玉県広域緑地計画について、事務局から御説明をお願いいたします。

みどり自然課長、よろしく申し上げます。

○河原塚みどり自然課長 それでは、諮問事項4、第3次埼玉県広域緑地計画について御説明いたします。

まず、資料3-1を御覧ください。これが第3次埼玉県広域緑地計画(案)の概要でございます。まず、I、計画の位置づけでございます。この計画は、昭和54年に制定しましたふるさと埼玉の緑を守る条例を平成17年にふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に改正した際に、第6条に本県の広域的な緑の保全及び創出に関する総合的な計画を定めることとされたものでございます。この体系図にもございますとおり、埼玉県5か年計画及び埼玉県環境基本計画の緑部門の下位計画に位置づけられます。計画の対象は、農地や秩父地域の森林などは各分野の計画に位置づけられていることから、主に都市部の樹林地等の身近な緑を対象としております。計画期間は、5か年計画及び環境基本計画と同様に令和4年度から8年度までの5年間です。

続きまして、現第2次広域緑地計画の成果としての現状でございます。第2次広域緑地計画で指標とした緑の保全面積、緑の創出面積、彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数とも目標を達成あるいは達成見込みとなっております。

続いて、III、緑の現況と社会情勢の変化でございます。棒グラフと折れ線グラフに示した表でございますが、棒グラフに人口、折れ線グラフに宅地、平地林、農用地、森林を表しております。先ほど御説明したとおり、第2次計画の目標を達成しているところではございますが、人口増加に伴う宅地開発あるいは都市化などにより、森林や平地林は依然として減少傾向となっており、なかなか歯止めがかかっていない状況でございます。

そのような中、緑を取り巻く社会情勢の変化がございます。①のSDGsの推進では、経済と社会はその基盤となる環境によって支えられているものとされ、自然環境である緑はSDGsの推進の根幹をなしているものと言えます。

②の地球温暖化対策では、CO₂吸収源としての緑の重要性が位置づけられ、また温暖化対策と温暖化対策の両輪となる③の生物多様性の保全では、国際的な動きとともに生物の生息・生育環境である緑の重要性が増してきております。

また、④のグリーンインフラという考えの中で、緑の機能を多様に捉えるとともに、新型コロナウイルス感染症による⑤の生活様式の変化により、身近な緑の価値が再評価されるなど、緑を取り巻く社会情勢は大きく変化しているところでございます。

このような状況の中、第3次埼玉県広域緑地計画案として、IVの緑の将来像を定めるとともに、大

きく2つのポイントで計画案を策定いたしました。まず、緑の将来像ですが、本計画（案）では20ページでございますが、「多様で豊かな緑と共生する「埼玉」」といたしました。5か年計画及び環境基本計画では、目標等を「豊かな自然と共生する社会」としていますが、この計画では、本県の緑は秩父の山林から丘陵地、そして平地林や都市部の緑など多様で豊かであることから、「多様で豊か」とし、「自然」を「緑」に置き換え、将来像を「多様で豊かな緑と共生する「埼玉」」といたしました。

次に、計画策定の主要なポイントでございます。先ほど御説明しました緑の現況のとおり、緑地が依然として減少していることを踏まえ、緑地の機能を客観的に評価し、その価値を可視化、いわゆる見える化しようとするものです。本計画案では、21ページから22ページでございます。令和元年度時点の緑被データを用いまして、面積5ヘクタール以上の緑地を対象に町丁目界により2万5,852か所に分節し、田畑を除く樹林地を評価いたしました。

評価の視点としましては、緑の寄与度と緑の変化度でございます。緑の寄与度は、自然環境保全機能、防災・環境負荷軽減機能、ふれあい提供機能、景観形成機能の4つの機能から評価いたしました。国や県が有している客観的に比較できるデータに基づき評価しており、データの年度には多少ばらつきが発生しております。この評価により、緑の寄与度の高い地域を分類し、さらに緑の変化度として市街化区域内であることや駅、国道、高速のインターチェンジなどに近接しているかなどにより、さらに分類、整理いたしました。これらの分類した結果を市町村とも共有し、市町村での地域に応じた重要度なども加え、市町村と連携し緑地の保全に取り組んでいきたいと考えております。

次に、地域ごとに緑の取組の方向性を示しました。本計画案では、27ページから33ページでございます。この計画を策定するに当たり、令和元年度に県民の緑に対する意識を把握するため、県民意識調査を実施したところです。本県には多様な緑があることから、地域ごとに緑に対する意識にも変化及び特徴があり、先ほど御説明した緑の機能評価の結果や、この県民意識調査の結果を踏まえ、県5か年計画の10地域ごとに緑の保全・創出の方向性を示し、市町村と共有し緑の保全・創出に役立てたいと考えております。

続きまして、V、指標と施策展開でございます。緑の将来像である「多様で豊かな緑と共生する「埼玉」」の実現を目指し、身近な緑に関する3つの基本方針「1緑を保全する」、「2緑を創出する」、「3緑を活用する」の指標を定めるとともに、具体的な施策を示しました。

まず、「1緑を保全する」です。指標は前計画と同様の緑の保全面積で、次期埼玉県環境基本計画にも指標として定めております。令和8年度の目標値は569ヘクタールで、毎年2ヘクタールずつの増加を目標としております。

施策の概要を説明いたします。

「①市町村と連携した緑の保全（地域制緑地の指定・拡大、公有地化等）」です。保全の必要性が高い箇所について、市町村と連携し土地所有者の理解を得ながら地域制緑地の指定を促進していきます。また、特別緑地保全地区の指定などにより、保全の必要性、緊急性が高い緑地などを市町村や環境団体と連携、協働して公有地化を図ります。

「②多様な主体と連携したふるさとの緑の景観地等の保全・活用（森林環境譲与税の活用促進）」で

す。ふるさとの緑の景観地は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、おおむね5ヘクタール以上の平地林などの樹林地をふるさと埼玉を象徴する緑として指定し、保全しています。この貴重な緑地を、土地所有者、市町村、市民団体が連携、協働して保全、活用する市民管理協定制制度などの取組を積極的に進めます。また、市町村や団体、企業と連携し、ふるさとの緑の景観地をはじめとする緑地の保全、活用を促す新たな仕組みの構築を図ります。市町村が緑地を整備するなど、森林資源を適切に保全、活用するため、森林環境譲与税の活用を促進していきたいと考えております。

「③さいたま緑のトラスト運動の推進」です。優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保存していくため、さいたま緑のトラスト運動を展開します。運動を推進するため、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会と連携し、トラスト保全地の適切な保全管理を図り、保護、保全管理の担い手であるボランティアスタッフの確保、育成を進めます。

「④生物多様性に配慮した緑地の確保」です。生物多様性の保全に貢献している公園緑地や平地林等の緑地について保全し、分断されないようにつなげることは、生物の移動経路を確保する上で重要となります。また、生物多様性の保全には、人との関わりも重要であることから、より一層県民の理解と関心を高め、生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化を図ります。

「⑤CO₂吸収源としての緑地の保全と適切な管理」です。ふるさとの緑の景観地や公有地化した身近な緑に対して適切な管理を実施し、CO₂吸収源としての機能を最大限発揮させます。

続きまして、「2緑を創出する」です。指標は前計画と同様で、緑の創出面積です。次期埼玉県5か年計画及び次期埼玉県環境基本計画にも指標として定めております。令和8年度の目標値は250ヘクタールで、毎年50ヘクタールの緑の創出を目標としております。

施策の概要を説明いたします。「①緑化計画届出制度の適切な運用」です。都市の公的空間の緑化を推進していく一方で、緑地が少ない市街地の民有地等の緑化を促進する必要があります。そこで、緑を増やし都市環境のさらなる改善を図るとともに、緑豊かな街並みを創出するために、緑化計画届出制度を適切に運用します。さらに、優良事例については、優良緑化計画として策定し、認定し、その中で特に優れたものを表彰します。

「②屋上緑化や壁面緑化等の促進」です。公開性が高い場所における屋上、壁面、空き地緑化等の様々な手法や優れた事例を紹介するなど、多様な緑化の普及啓発に努めます。

「③公共施設など身近な場所の緑化」です。身近な場所における緑を創出するためには、緑化が可能なスペースの活用が必要であることから、地域のランドマークとなる公共施設や商業施設などの緑化を促進します。具体的には、公開性が高くにぎわいのある場所の緑化、県営公園の再整備、道路緑化及び環境保全などに取り組みます。

続きまして「3緑を活用する」です。指標は、令和2年度に開設した埼玉みどりのポータルサイトの年間アクセス数で、次期環境基本計画と同様です。現計画の指標、彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数につきましては、目標を大きく上回り達成済みであることから、次期計画は緑への関心をより幅広く測定できる新たな指標、埼玉みどりのポータルサイトアクセス数としました。令和8年度の目標値は3万5,000回です。埼玉みどりのポータルサイトは、緑地やイベント情報、活動団体の紹介など、埼玉の緑に関する情報を一元化しております。同サイトへのアクセス数増加は、県民が

緑に触れ合う機会の創出、多様な主体が緑を様々な方法で活用する契機となることから、この指標を設定しました。

施策の概要を説明します。「①担い手の育成と活動支援」です。県民、企業、団体が参加する彩の国みどりのサポーターズクラブなど、緑の保全、創出、活用等の活動に対する支援を実施します。また、埼玉みどりのポータルサイトを活用して活動団体について広く紹介し、各団体相互の交流を促進します。さらに、継続して緑の保全、創出、活用等の活動に取り組んでいる団体、企業等を顕彰し、長期的な活動を促進します。

「②多様な主体と連携したふるさとの緑の景観地等の保全・活用、③さいたま緑のトラスト運動の推進」は「1 緑を保全する」の施策と同じ内容です。

「④自然ふれあい施設の活用」です。埼玉県には、自然に対する理解を深め、自然保護の普及啓発を図るための自然ふれあい施設が3施設ございます。各施設でそれぞれの特徴を生かした自然観察会や体験教室などの自然に関するイベントを実施します。

「⑤緑に関する情報発信」です。埼玉みどりのポータルサイトや各種SNSを幅広く活用し、緑に関する様々な情報を発信していきます。また、次世代を担う子供たちに緑や生き物に関する学習機会を提供することで環境意識の醸成を図り、将来的な担い手の確保につなげます。

以上で第3次埼玉県広域緑地計画（案）の説明を終わります。

計画（案）は、12月13日から令和4年1月12日まで県民コメントを実施する予定です。本日の審議及び県民コメントを踏まえ、最終的な案を作成していきたいと考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○三浦会長 御説明ありがとうございました。

それでは、各委員から御意見、御質問等をお伺いいたします。よろしくお願ひします。いらっしゃいませんか。

小島委員、お願ひします。

○小島委員 よろしくお願ひします。

この資料3-2の22ページの御説明いただいた図についてなのですが、市街化区域で緑の寄与度が高い緑地の斜線がどこにかかっているのか、よく分からないのですけれども、上にある4つの評価項目の分類が分かるような図とかというのはあるのでしょうか。カラーだと見やすいのでしょうか。

○三浦会長 はい、お願ひします。

○河原塚みどり自然課長 この22ページの図は、埼玉県全体を見た例として示しているものでございます。今日は表記しておりませんが、巻末には各市町村ごとに、この図を拡大したものをつけさせていただく予定です。また、その評価の方法としては66ページにございます。66ページで①から②、③、④の機能の、基本的には1ポイントという評価をしまして、4つの機能のうち、どこか2ポイント、例えば自然環境保全機能で2ポイントあれば、それで評価が高いと考え、市街化区域内か否かでさらにそれを絞り込むというような形にしております。それを各市町村ごとの図面にして巻末に掲載し、またバックデータについては別途ホームページで公開することを考えております。

○小島委員 では、その市町村ごとの地図は見られる状態なのですか。

○河原塚みどり自然課長 すみません。現状ではまだ間に合っていないので。計画のときにはもちろんそれはできます。市町村ごとに作る予定になっています。

○小島委員 続いてよろしいでしょうか。

○三浦会長 はい、どうぞ。

○小島委員 あと、全体にといいますか、緑という言葉が広過ぎて、もうちょっと定義づけしてあるといいかなと思いました。駅前の美化で花を植えるということとか、それと生物多様性を豊かにするということが目的でというもの、全てが緑でくくられてしまっているの、そこら辺は分かるようにしたほうがいいかなと思います。

あと、森林という言葉も、やっぱり人工林か自然林かで随分機能も違いますし、そういった言葉をはっきりさせていくというのが大事なのではないかと思いました。

あと、続いてなのですけれども、資料の13ページに緑のつながりの状況ということで、コゲラを指標にしているということで書かれていますけれども、コゲラだけではなくて、高次消費者がいるかどうかということで、緑の質と量がどうなっているかということが分かると思えますし、草原性、水辺、それぞれ都市域でいる種も違いますので、本当は指標が幾つかあったほうが正確に分かるのではないかと思います。

あと、すみません。16ページなのですけれども、3番の生物多様性の保全のところ、COP10の愛知目標の20項目のことに書かれていますけれども、ここも環境基本計画のところでも入れていただいたのですけれども、目標の20項目、完全に達成されているものはないということに記載したほうがいいのではないかと思います。

あと、すみません。続いて、40ページのところなのですけれども、この文章の一番最終段落に、「緑化を行う場合は在来植物を用いるなど」と書かれていて、地域固有の自然環境を損なわないよう留意するということがしっかり書かれていて、とてもいいと思いました。

あと、その次のページの41ページに一番下、(3)の②で、子供たちが日常的に親しめる緑の創出というところで、校庭の芝生化を支援しているということなのですけれども、これも芝生もやっぱり緑なのですけれども、生物多様性を豊かにしていくこととか、子供の自然体験ということ踏まえたら、学校ビオトープとかのほうが適切ではないかと思えますので、こういったことも併せて今後検討していただければと思います。

続いて、43ページの基本方針3、緑を活用するということで、緑の活用の指標がみどりのポータルサイトのアクセス数になっているのですけれども、私もサイトを拝見しましたがけれども、様々な活動があって、ただそのページを見たことが緑の活用の指標になるのかというのが、ちょっと疑問に感じました。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、課長からでよろしいのでしょうか。たくさんありますが、お願いします。

○河原塚みどり自然課長 それでは、順次お答え申し上げます。

まず、「緑」、あるいは「森林」の言葉についてもう少し整理したほうがいいのではないかと

御意見だと思います。それについては検討させていただければと思います。

続いて、緑のつながりの状況について、コゲラ以外の指標をどうかについては当課でも検討したところですが、コゲラというのが都市部を含む県全体にいる鳥であり、コゲラの生息範囲は都市部でも網羅できますが、猛禽類となると、なかなか都市部にはいないという中で、緑のつながりを表すには、やはりコゲラがいいのではないかとということで、指標にさせていただいております。

次に16ページの生物多様性の保全の表記については、委員がおっしゃるとおり、検討させていただければと思います。

次に41ページ、生物多様性の中で、学校の芝生化以外に学校ビオトープの検討はというお話でございます。現状では当課として進めている芝生化は学校や保育園で一番取り組みやすい。そして、今の芝生というのは外来種が多く、在来種ではないという中ではありますが、自然にふれあうきっかけになるということでは、芝生化というのが非常に重要なかと考えており、県として進めているところです。学校ビオトープについては、おそらく学校側の管理の問題などがあって、県として、環境サイドとしてそれを率先して進めるというのは、今のところはちょっと難しいのかなと考えております。

次にポータルサイトのアクセス数については、確かに見ているだけでどうなのだという話がありますが、まず見てもらうというのが大事で、そこから緑への関心を高めてもらうという点では、アクセス数というのも、非常に大事な指標かなと考えていまして、先ほど審議がありました環境基本計画にも同様の指標を使っておりますので、これを広域緑地計画にも指標として使わせていただいたというところでございます。

以上です。

○小島委員 ありがとうございます。

2点だけよろしいですか。

○三浦会長 はい。

○小島委員 コゲラに関しては、緑のつながりということの指標ということで、丘陵地帯とかへ行けば普通にいるものですし、つながりということをはかるものとして適切なのかなというのは、むしろつながりがないと生きられない鳥のほうが、つながりということに分かるのではないかと思います。

あとは、芝生化なのですけれども、芝生を否定するわけではないのですけれども、さいたま市では芝生化をやりたいという学校が減っているということを聞きまして、県全体では学校からそういう要望とかはどのような状況なのでしょう。

○河原塚みどり自然課長 まず、新規芝生化の現状でございますけれども、委員おっしゃるとおり、今、学校サイドで芝生化を希望するところは、かなり現状では少なくなってきております。というのは、やはり芝生化をすると、その後の維持管理等で、県のほうで3年間の維持補助をしておりますけれども、それ以降については基本的には地域の団体とか、そういうところ等を巻き込んでも、やはり市の負担等が増えるという中で、学校の芝生化が現状ではかなり少なくなっているというような状況です。ただ、保育園のほうは、かなりその需要はございます。

○小池環境部長 すみません。コゲラの点なのですけれども、こういった生き物を指標として緑を広域的に見るとというのは、前回の計画には全く取り入れていないところで、今回、生き物と緑の関係と

いうところを重視して初めてやってみたことをございます。複数やったほうがいいのか、そういったことももちろん分かりますが、今回の新たな取組として評価していただければ幸いです。

○小島委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかに。

では、横田委員から先をお願いします。

○横田委員 ありがとうございます。

大きく4点、分析的な話と、保全、創出、活用に関する現実をお伺いできればと思っています。1つは、寄与度の分析のお話がありましたけれども、変化要素ということも掛け合わせて寄与度を活用しようとしていますけれども、変化要素というのは、ある意味これから失われるリスクというもので指標を立てられていると思うのですけれども、もしそうなのであれば、変化要素に応じた対策というのが必要になるのではないかということが問題に思ったところで、変化要素ありというところに対して、どういった対処ができるのかということも併せて活用すべきではないかと思いました。

2点目が、都市農地に関してなのですけれども、今回、先ほどの寄与度の分析においても、都市農地分、田畑は対象から除かれています、背景としての都市農地法における都市農地の保全の重要性というのが書かれている中で、都市農地保全というものをきちんとこの緑の保全の中に位置づける必要は、やはり大きくあるのではないかというふうに思っています。これが、今現在広域的な視点でのネットワークには位置づけられているものの、個別な保全施策として書かれている部分が、非常に乏しいのではないかというふうに思いました。

あと、農地に併せてなのですけれども、グリーンインフラの考え方を県土レベルできちんと位置づけることは、とても大事なことではないかなと思うのですけれども、そうすると環境の捉え方というものを、もし流域治水の関連に併せてと申しますか、河川流域を単位にしながら、緑との関係性を見ていくような捉え方も重要視されつつあると思っています。そうしますと、地域別の緑の方向性に関して、これはグリーンインフラ的に記述されるということが、捉え方として大事なのではないかというふうに思います。そうしますと、多機能性であるとか、ネットワークということになるかと思うのですけれども、これが非常に個別に書かれているものの、それぞれの先ほどの寄与度の分析、これとうまくリンクさせられるといいのではないかというふうに思います。

この寄与度は、機能、単独でも高いものであれば、非常に価値が高いわけですし、多機能であれば、多機能という特徴になるわけですので、その機能性の構成といいますか、分類の特徴、これはきちんと地域の緑の方向性に位置づけるべきではないかというふうに思いました。

それと、生物多様性保全戦略が県である中で、どういう関連性が重要かというのが、少し面的に示されることが一つ大事ではないかというふうに思いますので、それについても併せて御検討いただければというふうに思います。

また、最後に活用の観点なのですけれども、担い手の育成というのをどれだけ自立的に構築しているかというところが、やはり一番今重要な部分で、それで都市緑地関係でもパークマネジメントのマスタープランですとか、ガイドラインをつくるような自治体が出てきたり、中間支援の重要性であ

るとか、そこにお金がつくような仕組みづくりというのが非常に活発化している中で、単なる支援でいいのかということは、一つ物足りない感じがいたします。活動団体のネットワーク構築をどういうふうに図っていくのか。これがサポーターズクラブで十分なのか、あるいは企業がどういうふうそこに参画できるのかということ、それについてきちんと位置づける必要があるのではないかと。

特に、今郊外に立地を移す民間企業も増えてきていますので、そういったところで一つのハブになっていただくとか、そういう取組も積極的に後押しできるような書きぶりにしたほうがよいだろうと。それが緑化計画書の届出だけで伝わるかということ、なかなか伝わらない部分があるかと思うので、きちんと民間企業なり産業界に対する期待も位置づけてほしいというふうに思いました。

以上になります。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

では、課長さん、お願いします。

○河原塚みどり自然課長 まず、機能評価の点で変化要素を加味して、それをどうやって活用すべきかという視点のお話だったと思います。もちろんこの変化要素を踏まえて、これをぜひ活用すべく、今後市町村に機能評価の結果を提供し、個別に連携しながら対応していきたいと考えております。

また、都市農地の保全を位置づけるべきかというお話だと思います。もちろん都市農地も緑地として非常に重要な要素ということで、広域的な観点あるいはネットワークの観点からは、今回の計画に記載しておりますが、ただ都市農地に対しどう保全策を図るかということについては、農林部で農地の保全等を所管しておりますので、そちらの別の計画に記載させていただくという形であるため、こちらには対策としては記載していないということでございます。

続いて、地域別の方向性について、グリーンインフラの視点を取り込むべきではないかと。非常に大切な視点だと私も思いましたので、引き続き検討していきたいと思っております。

また、生物多様性保全戦略の話がございました。生物多様性保全戦略については、現在国家戦略が来年夏以降に出るといようなお話がございます。そういった中で県でも、県戦略をどういった形でやるかという中で考えていきたいというふうに思っております。

そして、非常に重要な視点である担い手の育成の話でございます。担い手の育成というのは、どうやって自立的になるのか。ボランティアだけで済むのかどうか。また、高齢化の問題とか、非常に大きな問題でございます。当然、担い手の育成には、そういう団体の支援のほかに、企業等と一緒にあった連携なども非常に重要な取組ですので、そういう取組は引き続き実施していきたいと考えております。

以上です。

○三浦会長 はい。

○横田委員 ありがとうございます。

それぞれ御検討いただきたいと思うのですが、都市農地については、もちろん農地の保全の仕方というのは農林部でというのはよく分かるのですが、地域の緑地環境における農地の位置づけというのは、やっぱり地域別にもきちんと位置づける必要がありますし、それをやらないと、なかなかグリーンインフラにならないといえますか、景観の多様性が重要であって、あるいは機能的な

豊かさが重要であるという説明に、農地というものは欠かせないというふうに思うのです。

特に混在する環境をどう保全できるかということ、課題として非常に大きく抱えていると思うので、ぜひ地域環境としての農地の盛り込みはぜひしていただければというふうに思います。御検討いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○河原塚みどり自然課長 大変示唆に富む御意見、ありがとうございます。

地域別の中に、グリーンインフラとしての農地の位置づけというのも踏まえて、どういった形で記載できるかどうか、検討させていただければと思います。

○三浦会長 どうもありがとうございます。それでは、御検討よろしくお願ひします。

では、続いて磐田委員、お願ひします。

○磐田委員 本日、ちょっと遅くなりまして申し訳ございませんでした。

私からお聞きしたいのは、緑を創出するということの屋上緑化、壁面緑化の辺りなのですけれども、気候変動対策のことを考えると、屋上は基本的に太陽光パネルと競合になるのではということがございます。というのも、基本計画全体での整合性を取るという観点では、屋上緑化を進めるのであれば、こういうところがいいのではないかとか、少しゾーニングを図られたほうがよろしいのではないかと思ひました。こちらの緑地計画の中には、あまり詳しいことは書かれていないのですが、例えば人が踏み入れられる、緑地としてそこが憩いの場所にもなるような、そういう屋上の利用ができるような場所では緑化を進めると。例えば、そうではなくて、変な話、事故の防止とかいう観点で立入りができないようなところでは太陽光パネルを進めるとか、そういったゾーニングを考えられたほうがよいのではないかというふうに思ったのが1点目です。

もう一つが、壁面緑化のほうなのですけれども、ライフサイクルアセスメントの研究で屋上緑化がいいのか、壁面緑化がいいのかとか、いろんな研究がこれまでもされているのですが、壁面緑化の場合、水をポップアップして上から流すようなシステムの場合ですと、結果としてCO₂排出量が増えちゃうというような研究結果がありますので、例えば壁面緑化する場合には、雨水を屋上で貯蔵して、それを活用するといった何らかの制約をつけられたほうがよろしいのではないかと思ひました。いかがでしょうか。

○三浦会長 よろしくお願ひします。

○河原塚みどり自然課長 ありがとうございます。

委員御指摘のところはごもつともな部分がございます。屋上緑化や壁面緑化、この都市緑化については、当課としても、ある程度公開性が高くてにぎわいのある場所における緑化への支援を推進していくことを考えております。ただ、具体的な部分については、今後温暖化対策実行計画の改定等がございますので、そういった中に、考え方について触れさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○磐田委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ほかの委員はよろしいですか。

私、これも素人で分からないですけれども、概要の3のグラフを拝見しますと、一番減っているの

が農用地のようなのですけれども、この農用地もやっぱり緑の対象ではないかと思うのですけれども、これに対する対策とかいうのは何か含まれているのでしょうか。

○河原塚みどり自然課長 先ほど同じような御質問があったところではあるのですけれども、農用地も大切な緑の一つとして位置づけはしております。また、広域的なネットワークの観点でも農用地について触れさせていただいておるのですが、今回の広域緑地計画（案）では、あくまで都市部の樹林地等身近な緑を対象としておりまして、農地をどうやって保全していくかについては農林部の農林水産業振興基本計画などに施策として位置づけています。

○三浦会長 ありがとうございます。

さっき都市農地というふうなことでお答えいただいたのかなと思ったのですが、農用地全体としてということですね。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 今、この資料の中で最後のところなのですが、緑に関する情報発信ということが書かれています。この発信することにはどういう目的があるのか、まず考えてみる必要があると思います。いろいろあると思うのですが、一つは例えば小中学生、高校生、そういった人たち、次の時代を担う人たちに環境問題に対する意識を高めてもらうということが重要なのではないかという気がいたします。

そのときに、今回の基本計画もそうなのですが、大部厚い冊子になってしまっていますが、それでは彼らに読んでもらうことはできないと思います。もし可能であれば、簡略版みたいなものを用意して、県内の小学校、中学校あるいは高校にも配る、そういう形にさせていただくと、この会議で考えているような環境に対する意識というものを、少しでも若い人たちに分かってもらえるのではないかと思います。とにかくこの膨大な資料、我々でも全部丁寧に読んでいたかという、はてなと思うようなところも出てきてしまうわけです。ですから、できるだけ簡略に要点をまとめて、小さなパンフレットみたいなものを作って、小学校、中学校のホームルームのような場で子供たちと話し合ってもらおうといった形、そういう形もあるのではないかと思います。

○三浦会長 はい、お願いします。

○河原塚みどり自然課長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

やはり小中学生に対して、まず子供の頃から緑に対する関心を高めてもらうということが、非常に大事なことだと考えております。もちろん、そういった簡易版等の作成というのも検討させていただきたいと思いますが、また県では、ここには書いていないのですけれども、実は、今年度の新規重点事業として小学5・6年生を対象とした「緑と生き物の学習コンテンツ」という映像を作成している最中です。それを実際の授業で使ってもらうことで、緑や生き物に対する関心を高めてもらいたいと考えております。そういった具体的な対策の中で、子供たちに緑の発信というのをさせていただきたいと思います。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それと、もう一つは、もう既に決まったことではあるのですが、基本計画のほうもこういうことを

県は考えているのだよということを、できれば、小学生、中学生にも伝えられるような、そういう方を追加していただけるとよろしいのではないかという気がします。

○三浦会長 環境政策課長、お願いします。

○大山環境政策課長 環境基本計画につきましても、周知のための簡略版の作成を考えておりまして、紙になるのか電子データになるか分かりませんが、簡略版で周知を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 たくさん御意見いただいて御審議いただき、どうもありがとうございます。

この諮問事項は、本日決めるということではございませんよね。先ほどの諮問と、この鳥獣保護管理事業計画関連、それから広域緑地計画、あと追加の御意見とか御質問等ございましたら、今週でよろしいでしょうか。今週の金曜日までに事務局宛てにメールでお送りいただくということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

追加ございますか。お願いします。

○大山環境政策課長 今回の計画に関する御意見につきましては、先ほど環境基本計画の用語解説の御指摘の締切りについて、別途連絡させていただくというのがありましたので、こちらの緑の関係の計画の意見につきましても、また改めて日程を決めて、締切りを事務局のほうから連絡させていただきたいと思います。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

基本計画の用語、それからそのほかの諮問事項、そちらについて改めて御連絡があると思いますので、そちらのほうに御質問、御意見ををお願いしたいと思います。

本日予定しておりました議題は、これで終わりになりますけれども、最後に委員の皆様から何か御意見等ございましたらお願いいたします。

予定より早く終わるということは珍しいので、この際何か御意見があれば。駄目ですか。早く終わる分にはよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○三浦会長 それでは、第3回環境審議会を閉じたいと思います。本当に進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、事務局へお返ししたいと思います。

○司会(赤松) 三浦会長、進行ありがとうございました。

次期環境基本計画につきましては、来年2月の県議会に上程いたしまして、議決をいただいた後に計画として策定させていただく予定でございます。

以上をもちまして、令和3年度第3回会議審議会を閉会させていただきます。

なお、第4回の審議会につきましては、来年の2月を予定しておりますので、よろしくお願いた

します。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 4時08分閉会